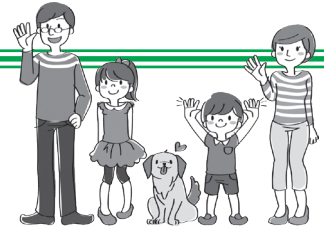




あなたの飼っている愛犬は登録していますか？



犬を飼育した場合、狂犬病予防法により犬の登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。犬の登録をしないと、どこで、どのような犬を飼っているか把握できず、もし役場等で逃げだした犬を保護しても対応ができません。

また、狂犬病については海外で感染し日本で発病後、死亡した例を除き発生例はありませんが、世界のほとんどの国で常時発生し、年間約4万人の死亡者が出ているのが現実です。

狂犬病は犬以外の媒体からも感染することがあり、色々な動物が輸入されている日本でも発生する可能性があります。

しかし、国内の犬の80%以上が予防接種を受けていれば、たとえ狂犬病にかかった動物が日本に侵入しても伝染を阻止することができますので、畜犬を飼った場合は必ず登録及び狂犬病予防接種をしてください。

小型犬を室内で飼育する飼い主が最近非常に増えておりますが、室内で飼う場合も同様で、登録と狂犬病予防注射は必ずしなければいけません。

お問い合わせ先

町民課生活環境係 (☎2-2453)

コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて

有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社が輸入した、ダイソン株式会社のコードレス掃除機に取り付けできる非純正のバッテリーパックから、出火したとみられる火災事故が多発しています。このため、既にリコール対応が行われていますが、本製品は充放電をしていない保管状態であっても発火のリスクがある大変危険な製品です。

対象のバッテリーパックをお持ちの方は、直ちに使用を中止し、鍋や空き缶等の金属製の容器に入れて保管し、可燃物に燃え広がらないための措置を講じてください。

当該製品は、保管状態でも発火するおそれがあるため、廃棄をせずに安全な方法で保管するようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 町民課生活環境係 (☎2-2453)

そのお悩み、裁判所の調停で解決しませんか？

～令和4年10月、調停制度は発足100周年を迎えます～

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手続です。調停には、お金の貸し借り、交通事故、お隣の騒音などの問題を扱う民事調停と、離婚、養育費、遺産分割などの家庭の問題を扱う家事調停があります。手続が簡単、費用が安い、判決と同じ効果、秘密が守られるなどの利点がある調停の利用を是非ご検討ください。

詳しくは、お近くの裁判所にお気軽に電話でお尋ねください。また、ウェブサイトでも「裁判所 民事調停」又は「裁判所 家事調停」で検索できます！

【お問い合わせ先】

八雲簡易裁判所 函館家庭裁判所八雲出張所
(☎0137-62-2494)

国税庁ホームページから確定申告 (e-Tax)

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できますので、是非ご利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信(平成31年1月から従来の方式に加え、「マイナンバーカード方式」及び「ID・パスワード方式」が利用可能です。)することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非、スマートフォンでe-Taxをご利用ください。